

都留市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「都留市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、貴市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

2. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と都留市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

3. 私は、貴市の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴庁の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

都留市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方

(参考: 地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条

第2号に規定する暴力団若しくは個人又は法人の役員等が同条第6号に規定する暴力

団員であること。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を

経過しない者であること。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)

第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

となっている者であること。

(5) 前記(2)及び(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとするものでないこと。

(6) 日本語を完全に理解できない方。

(7) 都留市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方。

(8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって都留市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間都留市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。(入札保証金のない物件を除く)
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます)上の公有財産売却の物件詳細画面や都留市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
また、入札前に都留市が実施する現地(現物)下見会において、購入希望の財産を確認してください。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みをしてください。

イ. 参加申し込み(本申し込み)

(動産)

売却システムの売却物件詳細画面より参加仮申し込みを行った後、都留市において参加仮申し込みの審査を行った上で、参加申し込みを受理しますので、参加申込書等の提出は不要です。

(不動産)

売却システムの売却物件詳細画面より参加仮申し込みを行った後、都留市に参加申込書等の必要書類を送付していただき、書類を期限までに受け取り、審査を行った上で、参加申し込み を受理します。

紀尾井町戦略研究株式会社の売却システムで売却する物件は、同システム上でのみ入札に参加できます。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など都留市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 都留市は、不動産の場合において売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。
- (4) 自動車の場合については落札者が所有者変更手続きを行い、その証明として、都留市へ所有者変更記録の記載された「一時抹消登録証明書」の写しを提出してもらいます。
- (5) 売買物件の引受け及び搬出の実施について都留市の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、落札者が行ってもらいます。
- (6) 上の (3) ～ (5)、またはその他一切の手続きに要する費用はすべて落札者の負担となります。

- (7) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (8) 売却財産は経年による劣化、キズ、不具合箇所が複数箇所あります。充分理解した上で入札してください。
- また落札者は引き渡された財産に関して契約の内容に適合しないことを理由として、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
- ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報および KSI 官公庁オークションのログイン ID（以下、「ログイン ID」といいます）に登録されているメールアドレスを都留市に開示され、かつ都留市がこれらの情報を都留市文書取扱規程に基づき、5 年間保管すること。
- ※都留市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
- ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID を売却システム上において一定期間公開されること。
- エ. 都留市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5. 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

- ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。
- イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を入札開始までに都留市に提出することが必要です。なお、申込書は都留市のホームページより印刷することができます。

- ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。
- エ. 共同入札する場合は、申込書に記入した代表者の指定した方法(申込書にて指定した方法)による入札保証金の納付となります

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できた、ログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書および申込書を参加申込締切日前までに都留市に提出することが必要です(締切日消印有効)。原則として、参加申込締切日前までに都留市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 入札保証金の納付について(入札保証金不要の物件を除く)

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、都留市が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格(最低落札価格)の100分の10以上金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、都留市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアのみ、イのみ、アまたはイの3通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに都留市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
- ・物品(自動車等)の入札保証金についてはクレジットカードのみでの納付となります。

ア. クレジットカードによる納付(物品、不動産)

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメント

サービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービスに開示することに同意するものとします。

・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。
(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)

・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

・落れできなかった場合についてはクレジットカードより入札保証金は引き落としされません。

このとき、入札期間終了後に引き落としのキャンセルが行われます。

イ. 銀行振込による納付(不動産のみ)

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、**都留市のホームページより申込書**を印刷し、必要事項を記載・押印後、**受付確認表**、**住民票(法人の場合は商業登記簿謄本)**および**印鑑登録証明書**を添付のうえ、都留市に送付してください。(郵送の場合は申込締切日の消印有効)

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が都留市に到着後、都留市から**「振込依頼書入金票」**を送付しますので、必要事項を記入のうえ、都留市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、執行機関が納付を確認できるまで 3 開庁日程度要することがあります。

・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

・都留市が指定する金融機関については、下記を参照してください。

1 指定金融機関

株式会社山梨中央銀行

2 収納代理金融機関

山梨県民信用組合 都留信用組合 山梨信用金庫 クレイン農業協同組合

※ いずれも日本国内で業務を営むすべての店舗(代理店を除く)

(3)入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに都留市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4)入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

都留市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、都留市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 都留市から落札者への連絡

落札者には、都留市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・都留市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、都留市に連絡する際や都留市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

ア. 契約

都留市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には都留市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印し、不動産の場合は契約金額に応じた**収入印紙**を貼付けのうえ、都留市に直接持参または送付してください。その際**①住民票や運転免許証のコピーなど、公的機関が発行する身分証明書、②都留市から落札者へ送信したメールをプリントアウトしたもの、③その他、都留市が別途指示する書類**を添付してください。ただし、法人の場合、上述の①身分証明書は**商業登記簿謄本(コピー不可)**とします。

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 20 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに都留市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は都留市が用意する「納入通知書」、又は落札後に落札者へお知らせする金融機関口座への振込により納付してください。

なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、都留市が残金納付期限までに売払代金の納付を確認できることが必要です。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外への納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

・クレジットカードによる納付の場合

紀尾井町戦略研究所株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産の所有権は、落札者が、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

その後、不動産については、売払代金の残金の納付が確認された後、落札者の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転を行います。またこれに要する費用はすべて落札者の負担となります。

2. 権利移転の手続きについて

（不動産）

(1) 落札者には都留市より「所有権移転登記請求書」をお渡ししますので、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに都留市へ提出してください。

(2) 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後 1 か月半程度の期間を要することがあります。

（自動車）

落札者には都留市より「一時抹消登録証明書」、「委任状」をお渡ししますので、所有者変更手続きを行ってください。

その証明として、所有者変更記録の記載された「一時抹消登録証明書」の写しを都留市へ引渡し前までに提出することが引渡しの要件となります。

3. 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など都留市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

(3) 開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」という)に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、都留市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、都留市は損害の種類・程度にかかわらず

責任を負いません。

- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、都留市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、都留市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、都留市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、都留市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず都留市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

都留市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては都留市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、都留市が公開している情報(文章、写真、図面など)について、都留市に無断で転載・転用することは一切できません。

■インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

■クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人(以下、「参加者など」という)は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。